

## ○牟岐町賃上げ等応援サポート事業補助金交付要綱

令和6年9月9日

要綱第30号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高が長期化する中、労働者の所得向上を促進するため、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)」(以下「国の助成金」という。)を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う中小企業事業者及び労働関係法令の改正に伴い就業規則の改正が必要となる中小企業事業者の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用の負担軽減を目的として、予算の範囲内で、牟岐町賃上げ等応援サポート事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては牟岐町補助金交付規則(昭和60年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 「中小企業事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要綱(令和6年3月29日付け厚生労働省発基0329第12号。以下「国の助成金交付要綱」という。)第2条に該当する事業者をいう。

2 「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」とは、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。)附則第17条の2の7において定められたものをいう。

3 「就業規則」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)89条に則り作成されたものをいう。

### (対象事業者)

第3条 この要綱における対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 牟岐町内に事業場を設置している中小企業事業者であること。
- (2) 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳等)を適切に整備し、保管していること。(第4条第1項及び第2項に該当する場合。)
- (3) 労働基準法第89条に則り、就業規則の作成、改正等を行う中小企業事業者であること。(第4条第3項に該当する場合。)
- (4) 過去3年間に、労働関係法令に違反していないこと。
- (5) 申請時において民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (7) 町税等の滞納がないこと。
- (8) 国、地方公共団体及び特別の法律により、特別の設置行為をもって設置された法人(その資本金の全部又は大部分が、国又は地方公共団体からの出資による法人をいう。)でないこと。

(9) 事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人でないこと。

(補助要件、対象経費及び補助額)

第4条 社会保険労務士の報酬に対する補助の要件、対象経費及び補助額は次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 国の助成金については、別表第1区分1に掲げるとおりとする。
- 2 キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇コース)については、別表第1区分2に掲げるとおりとする。
- 3 労働関係法令の改正に伴う就業規則の改正については、別表第1区分3に掲げるとおりとする。

(交付申請等の手続き)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を令和7年3月10日までに町長に提出するものとする。

- 2 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 牟岐町賃上げ等応援サポート事業補助金申請総括表(様式第2号)
  - (2) 国の助成金の交付額確定通知書の写し(第4条第1項に該当する場合に限る。)
  - (3) 国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書及び事業実施結果報告の写し(第4条第1項に該当する場合に限る。)
  - (4) 誓約書(様式第3号)
  - (5) 各種書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬額(支出済のものに限る。)が確認できる領収書等の写し
  - (6) キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の届出において、徳島労働局に受理されたキャリアアップ計画書の写し(第4条第2項に該当する場合に限る。)
  - (7) 就業規則の写し(改正前・改正後)(第4条第3項に該当する場合に限る。)
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- 3 対象事業者は、第1項の補助金の交付を申請するにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を補助対象経費から減額して交付申請をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
  - (1) 消費税法における納税義務者とならない事業者
  - (2) 免税事業者
  - (3) 簡易課税事業者
  - (4) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除額確定後の返還を選択する事業者

(実績報告等)

第6条 規則第11条の実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、第5条の申請書の内容について適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに額の確定をあわせて行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定内容に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。)により補助金の支給を受けたとき
- (3) 第3条の要件を満たさないことが判明したとき

(返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に対象事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の請求)

第10条 第7条の規定による通知を受けた対象事業者は、補助金請求書(様式第4号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 町長は、対象事業者に対して前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(調査等)

第12条 町長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、対象事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

2 町長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、国の助成金及びキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の交付状況について、徳島労働局に対して確認を行うものとする。

3 対象事業者は前2項に定める町長の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

	1 要件	2 対象経費	3 補助額
区分1	令和6年4月1日以降に徳島労働局に国の助成金の交付申請を行い、令和7年3月7日までに確定通知を受けているもの。	国の助成金及びキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬(支出済のものに限る。)。ただし、社会保険	対象経費に4分の1を乗じて得た額(算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)。ただし、上限は5万円とする。
区分2	令和6年4月1日以降にキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の届出に係るキャリアアップ計画書を作成し、令和7年3月7日までに、徳島労働局に受理されているもの。	労務士と年間契約を行っている場合は、国の助成金及びキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の書類作成等を依頼したことで増加した社会保険労務士の報酬額(支出済のものに限る)を、対象経費とする。	
区分3	令和6年4月1日以降に労働関係法令の改正に対応するために就業規則の改正を行っているもの。	就業規則の改正のために相談及び書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬(支出済のものに限る。)。ただし、社会保険労務士と年間契約を行っている場合は、就業規則の改正のために相談及び書類作成等を依頼したことで増加した社会保険労務士の報酬額(支出済のものに限る)を、対象経費とする。	